

年金担保貸付 については、 令和4年3月末で 申込受付を終了しました。



年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、令和2年の年金制度の法律改正により、令和4年3月31日をもって申込の受付を終了いたしました。

① 令和4年3月末の時点で借入額が残っている場合でも、その返済期間及び返済方法は従来と全く同様ですので、繰り上げて返済する必要はありません。

万一ご返済が困難となった場合の条件緩和措置も引き続きご利用できますので、詳しくは、借入申込をされた受託金融機関の窓口にご相談ください。

② 家計に関する支援が必要な方は、お住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。

必要に応じて、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」(利用には要件があります。)などの、各種の支援制度の利用もできます。

裏面をご覧ください各種制度・相談窓口をご確認のうえご相談ください。

【上記①のお知らせに関する照会先】

独立行政法人 福祉医療機構（年金担保管理課）

(03)3438-0224

【上記②のお知らせ、裏面の解説①・②に関する照会先】

厚生労働省 社会・援護局（生活困窮者自立支援室）

(03)5253-1111

【その他年金担保貸付の制度終了全般に関する照会先】

厚生労働省 年金局（資金運用課）

(厚生労働省代表)